

給与改定についての反対討論（要旨）

2005 年 12 月議会

2005/11/29

私は、日本共産党を代表し、議案第 197 号から第 199 号の鹿児島県職員、県学校職員及び県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、反対し、討論いたします。

反対理由の第 1 は、改正理由に、人事委員会勧告にかんがみ、国家公務員に準じて改定するとしていますが、人事委員会勧告自体に正当性が認められないからであります。

人事委員会報告には、公民給与の較差として「一人あたり平均にして職員の給与が民間の給与を 6,408 円（1.64%）下回っていることが明らかになったと」と明記しています。民間との給与の比較が、2%の減額措置がないものとした場合の給与でなされていることについて、2%削減は、「臨時特例的措置」であるからという理由をあげられております。この 2%削減は、昨年度今年度と 2 年間、年間を通して行われているものであって、人事委員会勧告も毎年行われていることを考えたとき、この理由は成り立ちません。実際に支給されている給与で比較すべきであります。

来月からは、今改定の月例給の 0.3%減に加え、財政改革による 2%削減も引きつづき実施されるわけであり、民間との給与の較差は、広がるばかりであります。

配偶者手当に関しても、「人事院勧告の内容に準じて」の改定を勧告しておりますが、人事委員会報告には「民間における支給額は、職員の現行支給額をうわまわっている」と明記しており、本県の支給の実態から言えば、引き下げる理由は成り立ちません。

午前中の私の質疑に対して、総務部長は、「人事委員会勧告を尊重する」とされ、勧告どおり実施すると答弁されましたが、そもそも人事委員会勧告は、地方公務員法第 14 条においても、人事院勧告と同様に自治体当局ないし議会に実施義務を負わせていません。地方公務員の給与改定は、労使による団体交渉による合意に基づいておこなわれるべきであり、その交渉においても、参考資料にとめられるべきであると考えます。

理由の第 2 は、今回の改定案が本県の経済状況に大きなマイナスをもたらすからであります。

今回の改定だけで、職員一人あたりの平均年間給与は 4,000 円減少し、総額 1 億円の減となります。また、この 7 年間に行われた人事委員会勧告と財政改革に基づく減額は、職員一人あたり、平均年間給与で 60 万円弱、総額 160 億円にも及びます。

この間の県職員給与の減額が地域経済に与える影響は計り知れないものがあります。また、県職員の給料の引き下げは、民間企業の賃金の更なる引き下げ圧力となるなど賃金引き下げの悪循環を招きます。

知事は、先ほどの提案理由説明で、本県の景気動向について「個人消費や雇用情勢が総じて底固く推移するなど全体としては足踏み状態ながらも緩やかな回復に向けた基調を維持している」と発言されましたが、今回の改定が、地域経済にマイナスの影響を与えることは明らかです。

理由の第3は、12月の期末手当から、4月以降の支給済み給与を調整と称して差し引くことは、不利益不遡及の原則に反するものであるからであります。この原則は、労働条件の切り下げなどの不利益は過去に遡って適用してはならないというものであり、この原則がくずれば、一度払った給与を払いすぎていたから払い戻せということがまかり通ることになり、民間労働者の賃金引き下げにも影響し、県民全体の不利益になることは明らかであり、断じて認めることはできません。

以上、反対理由を述べ、討論を終わります。